青森県立八戸中央高等学校(通信制) 校 長 鈴 木 崇

本校における5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

平素より本校通信制の課程の教育活動に際しましてご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。 さて、新型コロナウイルス感染症が法律上の5類感染症移行を受けて、県教育委員会が定めた方 針に従い本校通信制の課程における出校の取扱い及び臨時休業措置等について、下記のとおり変更 することといたしました。

なお、家庭との連携による生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導などの対策は、これまで通り継続しながら学校教育活動を実施してまいりますので、 ご理解とご協力をお願いいたします。

また、対策の内容については、感染流行時には変更することがありますのであらかじめ、ご了承願います。

記

## Ⅰ 出校の取扱いについて

以下に該当する場合は、出校をお控えください。

- (1) 医師の診断により陽性が判明した場合
  - ① 有症状患者の場合

発症日を0日目として5日間経過し、かつ、症状軽快(「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること)後24時間経過後、6日目から登校可能とします。ただし、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

② 無症状患者の場合

検体採取日をO日目として6日目から登校可能とします。ただし、検体採取日から7日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

(2) 感染が不安で休ませたい場合

ご家庭の考え方を尊重しますが、スクーリングの回数が不足する場合については、御相談申し上げることもございますので、あらかじめご了承願います。

- (3)発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合
  - 無理をせず、自宅で休養するよう推奨しますが、登校は制限いたしません。
- (4) 同居家族の陽性が判明した場合や陽性判明者との接触があった場合登校は制限いたしません。

## 2 臨時休業措置等について

学校内で感染が拡がっている可能性が考えられる場合は、季節性インフルエンザでの対応と同様 に、臨時休業の実施や部活動の制限を検討します。

なお、休業や活動制限については、同一学級や同一部活動など、感染拡大の恐れがある範囲で措置 を講じることとし、休業の期間については、新型コロナウイルスの潜伏期間が2~3日であること から、陽性判明者の最終登校日又は最終活動日から3日間程度とします。

また、休業措置を実施する場合は速やかにご連絡いたします。

問い合わせ先 教頭 鈴木 康夫 Tel 0178-22-2039